

香川県生活環境の保全に関する条例

昭和46年3月20日 条例第1号
最終改正 平成22年3月26日 条例第8号

香川県環境基本条例及び香川県公害防止条例の一部を改正する条例をここに公布する。

香川県生活環境の保全に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 公害の防止等に関する規制
 - 第1節 大気汚染対策
 - 第1款 ばい煙に関する規制（第5条—第17条）
 - 第2款 粉じんに関する規制（第18条—第22条）
 - 第2節 水質汚濁対策
 - 第1款 水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準（第23条）
 - 第2款 排出水に関する規制（第24条—第34条）
 - 第3款 水質排水水に関する規制（第35条—第40条）
 - 第3節 土壌及び地下水の汚染対策（第41条—第59条）
 - 第4節 地下水の保全及び利用対策（第60条—第63条）
 - 第5節 騒音対策（第64条—第75条）
 - 第6節 振動対策（第76条—第84条）
 - 第7節 化学物質管理対策（第85条—第87条）
- 第3章 地球温暖化対策（第88条—第97条）
- 第4章 自動車等の排出ガス対策（第98条—第104条）
- 第5章 その他の生活環境への負荷の低減
 - 第1節 水環境への負荷の低減（第105条—第108条）
 - 第2節 生活環境の静穏の保持（第109条—第113条）
 - 第3節 屋外燃焼行為の制限等（第114条・第115条）
 - 第4節 投光器の使用の禁止等（第116条—第118条）
- 第6章 雑則（第119条—第128条）
- 第7章 罰則（第129条—第140条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、公害の防止その他の環境への負荷の低減に関し必要な事項を定めることにより、現在及び将来の県民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。

（定義）

- 第2条 この条例において「公害」とは、香川県環境基本条例（平成7年香川県条例第4号）第2条第2項に規定する公害をいう。
- 2 この条例において「環境への負荷」とは、香川県環境基本条例第2条第1項に規定する環境への負荷をいう。
- 3 この条例において「ばい煙」とは、次に掲げる物質をいう。
- (1) 燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物
 - (2) 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん

- (3) 物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く。）に伴い発生する物質のうち、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質（第1号に掲げるものを除く。）で規則で定めるもの
- 4 この条例において「ばい煙発生施設」とは、工場又は事業場に設置される施設でばい煙を発生し、及び排出するもののうち、その施設から排出されるばい煙が大気の汚染の原因となるもので規則で定めるものをいう。
- 5 この条例において「粉じん」とは、物の破砕、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質をいう。
- 6 この条例において「粉じん発生施設」とは、工場又は事業場に設置される施設で粉じんを発生し、及び排出し、又は飛散させるもののうち、その施設から排出され、又は飛散する粉じんが大気の汚染の原因となるもので規則で定めるものをいう。
- 7 この条例において「公共用水域」とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号及び第4号に規定する公共下水道及び流域下水道であって、同条第6号に規定する終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）を除く。）をいう。
- 8 この条例において「汚水等排出施設」とは、次の各号のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で規則で定めるものをいう。
- (1) 人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として規則で定める物質を含むこと。
- (2) 水素イオン濃度その他の水の汚染状態（熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く。次項において同じ。）を示す項目として規則で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。
- 9 この条例において「水質特定施設」とは、水の汚染状態を示す項目として規則で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度の汚水又は廃液を排出する施設で規則で定めるものをいう。
- 10 この条例において「揚水施設」とは、動力を用いて地下水を採取するための施設で規則で定めるものをいう。
- 11 この条例において「騒音発生施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設で規則で定めるものをいう。
- 12 この条例において「特定建設作業」とは、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音を発生させる作業で規則で定めるものをいう。
- 13 この条例において「振動発生施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい振動を発生する施設で規則で定めるものをいう。
- 14 この条例において「地球温暖化」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第1項に規定する地球温暖化をいう。
- 15 この条例において「地球温暖化対策」とは、温室効果ガス（地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。以下同じ。）の排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出の抑制等」という。）その他の地球温暖化の防止を図るための施策をいう。
- 16 この条例において「特定施設」とは、ばい煙発生施設、粉じん発生施設、汚水等排出施設、水質特定施設、騒音発生施設又は振動発生施設をいう。
- 17 この条例において「特定工場等」とは、特定施設又は第17条第1項の大気汚染特定物質発生施設を設置する工場又は事業場をいう。

（県等の責務）

- 第3条 県、事業者及び県民は、香川県環境基本条例第3条に定める環境の保全についての基本理念にのっとり、公害の防止その他の環境への負荷の低減が図られるよう、それぞれの立場において努めなければならない。
- 2 事業者は、この条例に違反しない場合であっても、なお人の健康を保護し、及び生活環境を保全するように努めなければならない。

(市町の施策の総合的調整及び技術的助言)

第4条 県は、市町が実施する公害の防止その他の環境への負荷の低減に関する施策について、総合的調整及び技術的助言を行うものとする。

第2章 公害の防止等に関する規制

第1節 大気汚染対策

第1款 ばい煙に関する規制

(ばい煙の排出基準)

- 第5条 ばい煙の排出基準は、ばい煙発生施設において発生するばい煙について、規則で定める。
- 2 前項のばい煙の排出基準は、第2条第3項第1号の硫黄酸化物（以下単に「硫黄酸化物」という。）にあっては第1号、同項第2号のばいじん（以下単に「ばいじん」という。）にあっては第2号、同項第3号に規定する物質（以下「ばい煙有害物質」という。）にあっては第3号又は第4号に掲げる許容限度とする。
- (1) 硫黄酸化物に係るばい煙発生施設において発生し、排出口（ばい煙発生施設において発生するばい煙を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。以下同じ。）から大気中に排出される硫黄酸化物の量について、排出口の高さ（規則で定める方法により補正を加えたものをいう。以下同じ。）に応じて定める許容限度
- (2) ばいじんに係るばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出物に含まれるばいじんの量について、施設の種類及び規模ごとに定める許容限度
- (3) ばい煙有害物質（次号のばい煙特定有害物質を除く。）に係るばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出物質に含まれるばい煙有害物質の量について、ばい煙有害物質の種類及び施設の種類ごとに定める許容限度
- (4) 燃料その他の物の燃焼に伴い発生するばい煙有害物質で規則で定めるもの（以下「ばい煙特定有害物質」という。）に係るばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出されるばい煙特定有害物質の量について、ばい煙特定有害物質の種類ごとに排出口の高さに応じて定める許容限度
- 3 第1項のばい煙の排出基準は、地域ごとに定めることができる。

(ばい煙発生施設の設置の届出)

- 第6条 ばい煙を大気中に排出する者は、ばい煙発生施設を設置しようとするときは、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
- (3) ばい煙発生施設の種類
- (4) ばい煙発生施設の構造
- (5) ばい煙発生施設の使用の方法
- (6) ばい煙の処理の方法
- 2 前項の規定による届出には、ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される硫黄酸化物若しくはばい煙特定有害物質の量（以下「ばい煙量」という。）又はばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出物に含まれるばいじん若しくはばい煙有害物質（ばい煙特定有害物質を除く。）の量（以下「ばい煙濃度」という。）及びばい煙の排出の方法その他の規則で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(経過措置)

第7条 一の施設がばい煙発生施設となった際現にその施設を設置している者（設置の工事をして

いる者を含む。)であってばい煙を大気中に排出するものは、当該施設がばい煙発生施設となった日から30日以内に、規則で定めるところにより、前条第1項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(ばい煙発生施設の構造等の変更の届出)

第8条 第6条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第6条第1項第4号から第6号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 第6条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(計画変更命令)

第9条 知事は、第6条第1項又は前条第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係るばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度がそのばい煙発生施設に係るばい煙の排出基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係るばい煙発生施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙の処理の方法に関する計画の変更(前条第1項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第6条第1項の規定による届出に係るばい煙発生施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

(実施の制限)

第10条 第6条第1項の規定による届出をした者又は第8条第1項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係るばい煙発生施設を設置し、又はその届出に係るばい煙発生施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙の処理の方法の変更をしてはならない。

2 知事は、第6条第1項又は第8条第1項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名の変更等の届出)

第11条 第6条第1項又は第7条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第6条第1項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係るばい煙発生施設の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(承継)

第12条 第6条第1項又は第7条第1項の規定による届出をした者からその届出に係るばい煙発生施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該ばい煙発生施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第6条第1項又は第7条第1項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(その届出に係るばい煙発生施設を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該ばい煙発生施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により第6条第1項又は第7条第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(ばい煙の排出の制限)

第13条 ばい煙発生施設において発生するばい煙を大気中に排出する者(以下「ばい煙排出者」という。)は、そのばい煙量又はばい煙濃度が当該ばい煙発生施設の排出口においてばい煙の排出基準に適合しないばい煙を排出してはならない。

2 前項の規定は、一の施設がばい煙発生施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事を行っている者を含む。)の当該施設において発生し、大気中に排出されるばい煙については、当該施設がばい煙発生施設となった日から6月間(当該施設が規則で定める施設である場合に

っては、1年間)は、適用しない。

(改善命令等)

第14条 知事は、ばい煙排出者が、そのばい煙量又はばい煙濃度が排出口においてばい煙の排出基準に適合しないばい煙を排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該ばい煙発生施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該ばい煙発生施設に係るばい煙の処理の方法の改善を命じ、又は当該ばい煙発生施設の使用の一時停止を命ずることができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

3 第1項の規定による命令を受けた者は、当該命令に基づく措置をとったときは、知事の確認を受けなければならない。

(ばい煙量等の測定)

第15条 ばい煙排出者で規則で定めるものは、規則で定めるところにより、当該ばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

(緊急時の措置)

第16条 知事は、気象状況の影響により大気汚染が急激に著しくなり、人の健康又は生活環境に重大な被害が生ずる場合として規則で定める場合に該当する事態が発生したときは、その事態を一般に周知させるとともに、規則で定めるところにより、ばい煙排出者に対し、ばい煙量又はばい煙濃度の減少、ばい煙発生施設の使用の制限その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(大気汚染特定物質に関する事故時の措置)

第17条 物の合成、分解その他の化学的処理に伴い発生する物質のうち、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で規則で定めるもの(以下「大気汚染特定物質」という。)を発生する施設(ばい煙発生施設を除く。以下「大気汚染特定物質発生施設」という。)を工場又は事業場に設置している者(以下「大気汚染特定物質発生施設設置者」という。)は、大気汚染特定物質発生施設について故障、破損その他の事故が発生し、大気汚染特定物質が大気中に多量に排出されたときは、直ちに、その事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するように努めなければならない。

2 知事は、前項に規定する事故が発生した場合において当該事故に係る工場又は事業場の周辺の区域における人の健康が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるときは、当該大気汚染特定物質発生施設設置者に対し、その事故の拡大又は再発の防止のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第2款 粉じんに関する規制

(粉じん発生施設の設置等の届出)

第18条 粉じん発生施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

(3) 粉じん発生施設の種類

(4) 粉じん発生施設の構造

(5) 粉じん発生施設の使用及び管理の方法

2 前項の規定による届出には、粉じん発生施設の配置図その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

3 第1項又は次条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第1項第4号及び第5号に掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(経過措置)

第19条 一の施設が粉じん発生施設となった際現にその施設を設置している者（設置の工事をして
いる者を含む。）は、当該施設が粉じん発生施設となった日から30日以内に、規則で定めるところ
により、前条第1項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(基準遵守義務)

第20条 粉じん発生施設を設置している者は、当該粉じん発生施設について、規則で定める構造並
びに使用及び管理に関する基準を遵守しなければならない。

(基準適合命令等)

第21条 知事は、粉じん発生施設を設置している者が前条の基準を遵守していないと認めるときは、
その者に対し、期限を定めて当該粉じん発生施設について同条の基準に従うべきことを命じ、又
は当該粉じん発生施設の使用の一時停止を命ずることができる。

2 第13条第2項及び第14条第3項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

(準用)

第22条 第11条及び第12条の規定は、第18条第1項又は第19条第1項の規定による届出をした者
について準用する。

第2節 水質汚濁対策

第1款 水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準

第23条 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第3条第3項の規定により、県の区域に属する
公共用水域に排出される排出水の汚染状態についての同条第1項の排水基準より厳しい許容限度
を定める排水基準は、別表のとおりとする。

第2款 排出水に関する規制

(排水基準)

第24条 排水基準は、汚水等排出施設を設置する工場又は事業場（以下「汚水等排出工場等」とい
う。）から公共用水域に排出される水（以下この款において「排出水」という。）の汚染状態（熱
によるものを含む。以下同じ。）について、規則で定める。

2 前項の排水基準は、第2条第8項第1号に規定する物質（以下「汚水等有害物質」という。）
による汚染状態にあつては、排出水に含まれる汚水等有害物質の量について、汚水等有害物質の
種類ごとに定める許容限度とし、その他の汚染状態にあつては、同項第2号に規定する項目につ
いて、項目ごとに定める許容限度とする。

3 第1項の排水基準は、水域又は汚水等排出施設の種類ごとに定めることができる。

(汚水等排出施設の設置の届出)

第25条 工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者は、汚水等排出施設を設置しようとする
ときは、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

(3) 汚水等排出施設の種類

(4) 汚水等排出施設の構造

(5) 汚水等排出施設の使用の方法

(6) 汚水等排出施設から排出される汚水又は廃液（以下「汚水等」という。）の処理の方法

- (7) 排出水の汚染状態及び量
- (8) その他規則で定める事項

(経過措置)

第26条 一の施設が汚水等排出施設となった際現にその施設を設置している者（設置の工事をして
いる者を含む。）であって排出水を排出するものは、当該施設が汚水等排出施設となった日から
30日以内に、規則で定めるところにより、前条各号に掲げる事項を知事に届け出なければなら
ない。

(汚水等排出施設の構造等の変更の届出)

第27条 前2条の規定による届出をした者は、その届出に係る第25条第4号から第8号までに掲げ
る事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なけれ
ばならない。

(計画変更命令)

第28条 知事は、第25条又は前条の規定による届出があった場合において、排出水の汚染状態が当
該汚水等排出工場等の排水口（排出水を排出する場所をいう。以下同じ。）においてその排出水
に係る排水基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その
届出をした者に対し、その届出に係る汚水等排出施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等
の処理の方法に関する計画の変更（前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第25
条の規定による届出に係る汚水等排出施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

(実施の制限)

第29条 第25条の規定による届出をした者又は第27条の規定による届出をした者は、その届出が受
理された日から60日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る汚水等排出施設を設置
し、又はその届出に係る汚水等排出施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法
の変更をしてはならない。

- 2 知事は、第25条又は第27条の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、
前項に規定する期間を短縮することができる。

(排出水の排出の制限)

第30条 排出水を排出する者は、その汚染状態が当該汚水等排出工場等の排水口において排水基準
に適合しない排出水を排出してはならない。

- 2 前項の規定は、一の施設が汚水等排出施設となった際現にその施設を設置している者（設置の
工事をしてしている者を含む。）の当該施設を設置している工場又は事業場から排出される水につい
ては、当該施設が汚水等排出施設となった日から6月間（当該施設が規則で定める施設である場
合にあっては、1年間）は、適用しない。ただし、当該施設が汚水等排出施設となった際既に当
該工場又は事業場が汚水等排出工場等であるときは、この限りでない。

(改善命令等)

第31条 知事は、排出水を排出する者が、その汚染状態が当該汚水等排出工場等の排水口において
排水基準に適合しない排出水を排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定
めて汚水等排出施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は
汚水等排出施設の使用若しくは排出水の排出の一時停止を命ずることができる。

- 2 第14条第3項及び前条第2項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

(排出水の汚染状態の測定等)

第32条 排出水を排出する者で規則で定めるものは、規則で定めるところにより、当該排出水の汚
染状態を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

- 2 排出水を排出する者は、当該公共用水域の水質の汚濁の状況を考慮して、当該汚水等排出工場

等の排水口の位置その他の排出水の排出の方法を適切にしなければならない。

- 3 排水水を排出する者は、汚水等有害物質を含む汚水等（これを処理したものを含む。）が地下に浸透することとならないよう適切な措置をしなければならない。

（緊急時の措置）

第33条 知事は、公共用水域の一部の区域について、異常な濁水その他これに準ずる事由により公共用水域の水質の汚濁が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合として規則で定める場合に該当する事態が発生したときは、その事態を一般に周知させるとともに、規則で定めるところにより、その事態が発生した当該一部の区域に排水水を排出する者に対し、期間を定めて、排水水の量の減少その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（準用）

第34条 第11条及び第12条の規定は、第25条又は第26条の規定による届出をした者について準用する。

第3款 水質排水水に関する規制

（水質特定施設の設置の届出）

第35条 工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者は、水質特定施設（水質特定施設を設置する工場又は事業場から公共用水域に排出される水（以下「水質排水水」という。）の1日当たりの平均的な量が10立方メートル以上である場合における当該水質特定施設に限る。第36条及び第38条において同じ。）を設置しようとするときは、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
- (3) 水質特定施設の種類
- (4) 水質特定施設の構造
- (5) 水質特定施設の使用の方法
- (6) 水質特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法
- (7) 水質排水水の汚染状態及び量
- (8) その他規則で定める事項

（経過措置）

第36条 一の施設が水質特定施設となった際現にその施設を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。）であって水質排水水を排出するものは、当該施設が水質特定施設となった日から30日以内に、規則で定めるところにより、前条各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

（水質特定施設の構造等の変更の届出）

第37条 前2条の規定による届出をした者は、その届出に係る第35条第4号から第8号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

（氏名の変更等の届出）

第38条 第35条又は第36条の規定による届出をした者は、その届出に係る第35条第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る水質特定施設の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

（準用）

第39条 第12条の規定は、第35条又は第36条の規定による届出をした者について準用する。

(生活環境の保全上の支障の防止)

第40条 水質排出水を排出する者は、水質排出水を排出することにより生活環境の保全上支障が生じることのないよう、水質排出水の適正な処理に努めなければならない。

第3節 土壌及び地下水の汚染対策

(土壌又は地下水の特定有害物質による汚染の防止)

第41条 何人も、鉛、砒素、トリクロロエチレンその他の物質（放射性物質を除く。）で、当該物質が土壌若しくは地下水に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして規則で定めるもの（以下「特定有害物質」という。）又は特定有害物質を含む固体若しくは液体をみだりに埋め、飛散させ、流出させ、又は地下に浸透させてはならない。

(特定有害物質の製造等を行う施設の構造)

第42条 特定有害物質の製造、使用又は処理（以下「製造等」という。）を行う工場又は事業場を設置しようとし、又は設置している者は、特定有害物質の製造等を行う施設について、規則で定める構造に関する基準を遵守するよう努めなければならない。

(特定有害物質の取扱量等の記録)

第43条 特定有害物質の製造等を行う工場又は事業場を設置している者は、規則で定めるところにより、製造等を行う特定有害物質の量その他の事項を記録しておかなければならない。

(特定有害物質の飛散等の点検等)

第44条 特定有害物質の製造等を行う工場又は事業場を設置している者は、特定有害物質の製造等を行う施設からの特定有害物質の飛散、流出又は地下への浸透の有無を定期的に点検し、その結果を記録しておかなければならない。

2 特定有害物質の製造等を行う工場又は事業場を設置している者は、前項の規定による点検の結果等から、当該工場又は事業場の敷地内において特定有害物質が地下に浸透しているおそれがあるときは、速やかに、規則で定めるところにより、当該箇所の周辺の土壌又は地下水の特定有害物質による汚染の状況を調査しなければならない。

(特定有害物質に関する事故時の措置)

第45条 特定有害物質の製造等を行う工場又は事業場（水質汚濁防止法第2条第5項に規定する特定事業場を除く。）を設置している者は、当該工場又は事業場において施設の破損その他の事故が発生し、特定有害物質が地下に浸透したことにより人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き特定有害物質の浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかに、その事故の状況及び講じた措置の概要を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出を要する事故が発生した場合において、当該工場又は事業場を設置している者が同項に規定する措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、同項に規定する措置をとるべきことを命ずることができる。

(特定有害物質による土壌又は地下水の汚染の状況の調査)

第46条 特定有害物質の製造等を行い、又は製造等を行っていた工場又は事業場（以下「特定有害物質取扱事業場」という。）を設置している者は、規則で定めるところにより、当該特定有害物質取扱事業場における特定有害物質による土壌又は地下水の汚染の状況を調査するよう努めなければならない。

(特定有害物質による土壌又は地下水の汚染発見時の届出)

第47条 特定有害物質取扱事業場を設置している者は、当該特定有害物質取扱事業場の敷地内にお

いて、規則で定める基準を超える特定有害物質による土壌又は地下水の汚染を発見したときは、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第1項の規定による報告をした場合を除き、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

（地下水の水質の浄化に係る措置の勧告及び命令）

第48条 知事は、特定有害物質取扱事業場（水質汚濁防止法第2条第5項に規定する特定事業場を除く。）において特定有害物質の地下への浸透があり、当該特定有害物質により地下水が汚染されたことにより、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、規則で定めるところにより、その被害を防止するため必要な限度において、当該特定有害物質取扱事業場を設置している者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）に対し、地下水の水質の浄化のための措置をとるべきことを勧告することができる。ただし、その者が、当該浸透があった時において当該特定有害物質取扱事業場を設置していた者と異なる場合は、この限りでない。

- 2 知事は、工場又は事業場であって、油（水質汚濁防止法第2条第4項に規定する油をいう。以下同じ。）を貯蔵する貯油施設又は油を含む水を処理する油水分離施設を設置するもの（以下「貯油事業場」という。）において油の地下への浸透があり、当該油により地下水が汚染されたことにより、生活環境に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、規則で定めるところにより、その被害を防止するため必要な限度において、当該貯油事業場を設置している者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）に対し、地下水の水質の浄化のための措置をとるべきことを勧告することができる。ただし、その者が、当該浸透があった時において当該貯油事業場を設置していた者と異なる場合は、この限りでない。
- 3 第1項本文又は前項本文に規定する場合において、知事は、これらの規定による浸透があった時において当該特定有害物質取扱事業場又は貯油事業場を設置していた者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）に対しても、これらの規定による措置をとるべきことを勧告することができる。
- 4 知事は、前3項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 5 第1項から第3項までの規定による勧告又は前項の規定による命令があった場合において、その勧告又は命令に係る土地の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）がその勧告又は命令を受けた者と異なるときは、当該所有者等は、その勧告又は命令に係る措置に協力しなければならない。

（土壌汚染関係施設の設置の届出）

第49条 特定有害物質による土壌の汚染を引き起こすおそれがある施設として規則で定めるもの（以下「土壌汚染関係施設」という。）を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
 - (3) 土壌汚染関係施設の種類
 - (4) 土壌汚染関係施設の構造
- 2 前項の規定による届出には、土壌汚染関係施設の配置図その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

（経過措置）

第50条 一の施設が土壌汚染関係施設となった際現にその施設を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。）は、当該施設が土壌汚染関係施設となった日から30日以内に、規則で定めるところにより、前条第1項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

（土壌汚染関係施設の変更等の届出）

第51条 第49条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第49条第1項第4号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る土壤汚染関係施設の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 第49条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第49条第1項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があったときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

3 第49条第2項の規定は、第1項の規定による同条第1項第4号に掲げる事項に変更があったときの届出について準用する。

(準用)

第52条 第12条の規定は、第49条第1項又は第50条第1項の規定による届出をした者について準用する。

(土壤汚染関係施設の廃止時の措置)

第53条 使用が廃止された土壤汚染関係施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者等であって、当該土壤汚染関係施設に係る工場若しくは事業場を設置していたもの又は次項の規定により知事から通知を受けたものは、規則で定めるところにより、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について調査し、その結果を知事に報告しなければならない。ただし、規則で定めるところにより、当該土地について予定されている利用の方法からみて土壤の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の知事の確認を受けたときは、この限りでない。

2 知事は、第51条第1項の規定による土壤汚染関係施設の使用の廃止の届出を受けた場合その他土壤汚染関係施設の使用が廃止されたことを知った場合において、当該土壤汚染関係施設に係る工場又は事業場を設置していた者以外に当該土地の所有者等があるときは、規則で定めるところにより、当該土地の所有者等に対し、当該土壤汚染関係施設の使用が廃止された旨その他の規則で定める事項を通知するものとする。

(汚染原因の調査等)

第54条 特定有害物質取扱事業場を設置している者は、当該特定有害物質取扱事業場の敷地内において、規則で定める基準を超える特定有害物質による土壤又は地下水の汚染を発見したとき（土壤汚染対策法第3条第1項の規定による調査により土壤の汚染を発見したときを除く。）は、同法第5条第1項の規定による命令があった場合を除き、当該汚染の原因について、規則で定めるところにより、調査を行い、その結果を知事に報告しなければならない。

2 前条第1項の規定による調査の結果、規則で定める基準を超える特定有害物質による土壤の汚染が認められた場合における当該調査を行った土壤汚染関係施設に係る工場若しくは事業場を設置していた者又は次項の規定により知事から通知を受けた者は、土壤汚染対策法第5条第1項の規定による命令があった場合を除き、当該汚染の原因について、規則で定めるところにより、調査を行い、その結果を知事に報告しなければならない。

3 知事は、前条第1項の規定による調査の結果、規則で定める基準を超える特定有害物質による土壤の汚染が認められた場合において、当該調査を行った者が、当該使用が廃止された土壤汚染関係施設に係る工場又は事業場を設置していた者と異なるときは、当該使用が廃止された土壤汚染関係施設に係る工場又は事業場を設置していた者に対し、当該調査の結果を通知するものとする。

4 知事は、第1項又は第2項の規定による調査に係る敷地の周辺の土地を調査する必要があると認めるときは、当該土地の所有者等の同意を得て、当該土地の土壤又は地下水の特定有害物質による汚染の状況を調査することができる。

(汚染原因者への通知)

第55条 知事は、前条第1項又は第2項の規定による汚染原因の調査の結果の報告があった場合に

において、当該報告を行った者が当該特定有害物質の地下への浸透があった時において当該特定有害物質取扱事業場又は土壤汚染関係施設に係る工場若しくは事業場を設置していた者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）と異なるときは、当該特定有害物質の地下への浸透があった時において当該特定有害物質取扱事業場又は土壤汚染関係施設に係る工場若しくは事業場を設置していた者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）に対し、当該汚染原因の調査の結果を通知するものとする。

（汚染拡大防止計画の作成等）

- 第56条 第54条第1項又は第2項の規定による汚染原因の調査の結果、当該特定有害物質取扱事業場又は土壤汚染関係施設に係る工場若しくは事業場の事業活動に起因する特定有害物質の地下への浸透により土壤又は地下水の汚染が生じていることが確認されたときは、当該浸透があった時において当該特定有害物質取扱事業場又は土壤汚染関係施設に係る工場若しくは事業場を設置していた者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）は、第48条第4項又は水質汚濁防止法第14条の3第1項若しくは第2項の規定による知事の命令があった場合を除き、規則で定めるところにより、当該土壤又は地下水の汚染の拡大を防止するための計画（以下「汚染拡大防止計画」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、汚染拡大防止計画を提出する前に、当該土壤の汚染について、土壤汚染対策法第14条第3項の規定に基づき同法第6条第1項又は第11条第1項の規定による指定を受けた場合は、この限りでない。
- 2 汚染拡大防止計画を作成した者は、当該汚染拡大防止計画に記載された措置を実施するとともに、当該措置が完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に報告しなければならない。
 - 3 前項の規定により汚染拡大防止計画に記載された措置を実施する場合において、当該汚染拡大防止計画を作成した者が当該汚染拡大防止計画に係る特定有害物質取扱事業場の敷地の所有者等又は使用が廃止された土壤汚染関係施設に係る工場若しくは事業場の敷地であった土地の所有者等と異なるときは、当該所有者等は、当該措置に協力しなければならない。

（記録の作成等）

- 第57条 第44条第2項、第46条、第53条第1項若しくは第54条第1項若しくは第2項若しくは土壤汚染対策法第3条第1項、第4条第2項若しくは第5条第1項の規定による調査、第47条の規定による届出に係る調査若しくは土壤汚染対策法第14条第1項の規定による申請に係る調査又は第45条第1項、第48条第1項若しくは第2項若しくは前条第2項若しくは土壤汚染対策法第7条第3項若しくは第4項若しくは水質汚濁防止法第14条の2第1項若しくは第2項若しくは第14条の3第1項の規定による措置を実施した者は、当該調査又は措置に係る記録を作成しなければならない。
- 2 第44条第2項、第46条、第53条第1項若しくは第54条第1項若しくは第2項若しくは土壤汚染対策法第3条第1項、第4条第2項若しくは第5条第1項の規定による調査、第47条の規定による届出に係る調査若しくは土壤汚染対策法第14条第1項の規定による申請に係る調査又は第45条第1項、第48条第1項若しくは第2項若しくは前条第2項若しくは土壤汚染対策法第7条第3項若しくは第4項若しくは水質汚濁防止法第14条の2第1項若しくは第2項若しくは第14条の3第1項の規定による措置を実施した者（当該調査又は措置に係る土地の所有者と異なるときに限る。）は、前項の規定により記録を作成したときは、速やかに、当該記録を当該土地の所有者に引き継ぐとともに、その写しを保存しておかなければならない。
 - 3 第1項の規定による記録を作成した者又は前項の規定による記録の引継ぎを受けた土地の所有者は、当該調査又は措置に係る土地を譲渡するときは、当該記録を当該土地の譲渡を受ける者に引き継がなければならない。

（勧告及び公表）

- 第58条 知事は、第53条第1項の規定による汚染状況の調査の結果の報告をせず、又は虚偽の報告をした者に対し、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを勧告することができる。

- 2 知事は、第54条第1項又は第2項の規定による汚染原因の調査の結果の報告をせず、又は虚偽の報告をした者に対し、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを勧告することができる。
- 3 知事は、第56条第1項の規定による汚染拡大防止計画の提出をしない者に対し、汚染拡大防止計画を提出すべきことを勧告することができる。
- 4 知事は、第56条第2項の規定による措置を実施しない者に対し、措置を実施すべきことを勧告することができる。
- 5 知事は、前各項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。
- 6 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、その勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(適用除外)

第59条 第42条から第48条まで及び第54条から前条までの規定は、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）第2条第1項に規定する農用地については、適用しない。

第4節 地下水の保全及び利用対策

(揚水施設の設置の届出)

第60条 揚水施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 揚水施設の設置の場所
- (3) 揚水施設のストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積
- (4) 揚水機の型式及び原動機の出力
- (5) 採取する地下水の用途

2 前項の規定による届出には、揚水施設の設置の場所を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

(経過措置)

第61条 一の施設が揚水施設となった際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）は、当該施設が揚水施設となった日から30日以内に、規則で定めるところにより、前条第1項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(揚水施設等の変更の届出)

第62条 第60条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第60条第1項第3号から第5号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 第60条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(準用)

第63条 第11条及び第12条の規定は、第60条第1項又は第61条第1項の規定による届出をした者について準用する。

第5節 騒音対策

(騒音規制地域)

第64条 知事は、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を、騒音発生施設を設置する工場又

は事業場（以下「騒音発生工場等」という。）において発生する騒音について規制する地域として指定しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定により地域を指定しようとするときは、関係市町長の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
- 3 知事は、第1項の規定により地域を指定するときは、告示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも同様とする。

（騒音の規制基準）

第65条 騒音の規制基準は、騒音発生工場等において発生する騒音について規則で定める。

- 2 前項の騒音の規制基準は、騒音発生工場等において発生する騒音の当該騒音発生工場等の敷地の境界線における大きさについて、昼間、夜間その他の時間の区分及び区域の区分ごとに定める許容限度とする。

（騒音発生施設の設置の届出）

第66条 第64条第1項の規定により指定された地域（以下「騒音規制地域」という。）内において工場又は事業場（騒音発生施設が設置されていないものに限る。）に騒音発生施設を設置しようとする者は、その騒音発生施設の設置の工事の開始の日の30日前までに、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
 - (3) 騒音発生施設の種類ごとの数
 - (4) 騒音の防止の方法
 - (5) その他規則で定める事項
- 2 前項の規定による届出には、騒音発生施設の配置図その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

（経過措置）

第67条 一の地域が騒音規制地域となった際現にその地域内において工場若しくは事業場に騒音発生施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。以下この項において同じ。）又は一の施設が騒音発生施設となった際現に騒音規制地域内において工場若しくは事業場（その施設以外の騒音発生施設が設置されていないものに限る。）にその施設を設置している者は、当該地域が騒音規制地域となった日又は当該施設が騒音発生施設となった日から30日以内に、規則で定めるところにより、前条第1項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

（騒音発生施設の数等の変更の届出）

第68条 第66条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第66条第1項第3号又は第4号に掲げる事項の変更をしようとするときは、当該事項の変更に係る工事の開始の日の30日前までに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、同項第3号に掲げる事項の変更が規則で定める範囲内である場合又は同項第4号に掲げる事項の変更が当該騒音発生工場等において発生する騒音の大きさの増加を伴わない場合は、この限りでない。

- 2 第66条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

（計画変更勧告）

第69条 知事は、第66条第1項又は前条第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係る騒音発生工場等において発生する騒音が騒音の規制基準に適合しないことによりその騒音発生工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法又は騒音発生施設の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告するこ

とができる。

(氏名の変更等の届出)

第70条 第66条第1項又は第67条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第66条第1項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る騒音発生工場等に設置する騒音発生施設のすべての使用を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(承継)

第71条 第66条第1項又は第67条第1項の規定による届出をした者からその届出に係る騒音発生工場等に設置する騒音発生施設のすべてを譲り受け、又は借り受けた者は、当該騒音発生施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第66条第1項又は第67条第1項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(その届出に係る騒音発生工場等に設置する騒音発生施設のすべてを承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該騒音発生施設のすべてを承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 第12条第3項の規定は、前2項の規定により第66条第1項又は第67条第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者について準用する。

(騒音の規制基準の遵守義務)

第72条 騒音規制地域内に騒音発生工場等を設置している者は、当該騒音発生工場等に係る騒音の規制基準を遵守しなければならない。

(改善勧告及び改善命令)

第73条 知事は、騒音規制地域内に設置されている騒音発生工場等において発生する騒音が騒音の規制基準に適合しないことによりその騒音発生工場等の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、当該騒音発生工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は騒音発生施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。

2 知事は、第69条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで騒音発生施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、同条又は同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は騒音発生施設の使用の方法若しくは配置の変更を命ずることができる。

3 前2項の規定は、第67条第1項の規定による届出をした者の当該届出に係る騒音発生工場等については、同項に規定する騒音規制地域となった日又は同項に規定する騒音発生施設となった日から1年間は、適用しない。

4 第14条第3項の規定は、第2項の規定による命令について準用する。

(特定建設作業の実施の届出)

第74条 騒音規制地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の7日前までに、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類
- (3) 特定建設作業の場所及び実施の期間
- (4) 騒音の防止の方法
- (5) その他規則で定める事項

2 前項ただし書の場合において、当該建設工事を施工する者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 3 前2項の規定による届出には、当該特定建設作業の場所の付近の見取図その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

(改善勧告及び改善命令)

- 第75条 知事は、騒音規制地域内において行われる特定建設作業に伴って発生する騒音が昼間、夜間その他の時間の区分及び特定建設作業の作業時間等の区分並びに区域の区分ごとに知事の定める基準に適合しないことによりその特定建設作業の場所の周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。
- 2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は特定建設作業の作業時間の変更を命ずることができる。

第6節 振動対策

(振動規制地域)

- 第76条 知事は、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を、振動発生施設を設置する工場又は事業場（以下「振動発生工場等」という。）において発生する振動について規制する地域として指定しなければならない。
- 2 第64条第2項及び第3項の規定は、前項の地域の指定について準用する。

(振動の規制基準)

- 第77条 振動の規制基準は、振動発生工場等において発生する振動について規則で定める。
- 2 前項の振動の規制基準は、振動発生工場等において発生する振動の当該振動発生工場等の敷地の境界線における大きさについて、昼間、夜間その他の時間の区分及び区域の区分ごとに定める許容限度とする。

(振動発生施設の設置の届出)

- 第78条 第76条第1項の規定により指定された地域（以下「振動規制地域」という。）内において工場又は事業場（振動発生施設が設置されていないものに限る。）に振動発生施設を設置しようとする者は、その振動発生施設の設置の工事の開始の日の30日前までに、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
 - (3) 振動発生施設の種類ごとの数
 - (4) 振動の防止の方法
 - (5) その他規則で定める事項
- 2 前項の規定による届出には、振動発生施設の配置図その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

(経過措置)

- 第79条 一の地域が振動規制地域となった際現にその地域内において工場若しくは事業場に振動発生施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。以下この項において同じ。）又は一の施設が振動発生施設となった際現に振動規制地域内において工場若しくは事業場（その施設以外の振動発生施設が設置されていないものに限る。）にその施設を設置している者は、当該地域が振動規制地域となった日又は当該施設が振動発生施設となった日から30日以内に、規則で定めるところにより、前条第1項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。
- 2 前条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(振動発生施設の数等の変更の届出)

第80条 第78条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第78条第1項第3号又は第4号に掲げる事項の変更をしようとするときは、当該事項の変更に係る工事の開始の日の30日前までに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、同項第3号に掲げる事項の変更が規則で定める範囲内である場合又は同項第4号に掲げる事項の変更が当該振動発生工場等において発生する振動の大きさの増加を伴わない場合は、この限りでない。

2 第78条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(計画変更勧告)

第81条 知事は、第78条第1項又は前条第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係る振動発生工場等において発生する振動が振動の規制基準に適合しないことによりその振動発生工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するため必要な限度において、振動の防止の方法又は振動発生施設の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。

(振動の規制基準の遵守義務)

第82条 振動規制地域内に振動発生工場等を設置している者は、当該振動発生工場等に係る振動の規制基準を遵守しなければならない。

(改善勧告及び改善命令)

第83条 知事は、振動規制地域内に設置されている振動発生工場等において発生する振動が振動の規制基準に適合しないことによりその振動発生工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、当該振動発生工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法を改善し、又は振動発生施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。

2 知事は、第81条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで振動発生施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、同条又は同項の事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法の改善又は振動発生施設の使用の方法若しくは配置の変更を命ずることができる。

3 前2項の規定は、第79条第1項の規定による届出をした者の当該届出に係る振動発生工場等については、同項に規定する振動規制地域となった日又は同項に規定する振動発生施設となった日から1年間は、適用しない。

4 第14条第3項の規定は、第2項の規定による命令について準用する。

(準用)

第84条 第70条及び第71条の規定は、第78条第1項又は第79条第1項の規定による届出をした者について準用する。

第7節 化学物質管理対策

(管理方針等の提出等)

第85条 第一種指定化学物質等取扱事業者（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）第2条第5項に規定する第一種指定化学物質等取扱事業者をいう。以下同じ。）（次項に定める者を除く。）は、同法第3条第1項に規定する化学物質管理指針（以下「化学物質管理指針」という。）の定めるところにより化学物質管理の方針及び管理計画（以下「管理方針等」という。）を作成した場合は、規則で定めるところにより、当該管理方針等を公表するよう努めなければならない。

- 2 第一種指定化学物質等取扱事業者のうち規則で定めるものは、管理方針等を作成した場合は、規則で定めるところにより、当該管理方針等を知事に提出しなければならない。
- 3 前項の規定により管理方針等を提出した者は、規則で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 4 第2項の規定により管理方針等を提出した者は、当該管理方針等を変更したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
- 5 前項の規定による届出をした者は、規則で定めるところにより、変更後の管理方針等を公表しなければならない。

(化学物質適正管理計画の作成等)

- 第86条 第一種指定化学物質等取扱事業者のうち規則で定めるもの（前条第2項の規定により管理方針等を提出した者を除く。）は、化学物質管理指針に留意し、規則で定めるところにより、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第2条第2項に規定する第一種指定化学物質を適正に管理するための事項を定めた計画（以下「化学物質適正管理計画」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。
- 2 前項の規定により化学物質適正管理計画を提出した者は、規則で定めるところにより、これを公表しなければならない。
 - 3 第1項の規定により化学物質適正管理計画を提出した者は、当該化学物質適正管理計画を変更したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
 - 4 前項の規定による届出をした者は、規則で定めるところにより、変更後の化学物質適正管理計画を公表しなければならない。

(勧告及び公表)

- 第87条 知事は、前条第1項の規定による化学物質適正管理計画の提出をしない者に対し、化学物質適正管理計画の提出をすべきことを勧告することができる。
- 2 知事は、前条第2項又は第4項の規定による化学物質適正管理計画の公表をしない者に対し、化学物質適正管理計画を公表すべきことを勧告することができる。
 - 3 知事は、前条第3項の規定による化学物質適正管理計画の変更の届出をしない者に対し、化学物質適正管理計画の変更の届出をすべきことを勧告することができる。
 - 4 知事は、前3項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。
 - 5 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、その勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第3章 地球温暖化対策

(地球温暖化対策推進計画)

- 第88条 知事は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策に関する計画（以下「地球温暖化対策推進計画」という。）を定めるものとする。
- 2 知事は、地球温暖化対策推進計画を定め、又は変更したときは、規則で定めるところにより、速やかに、これを公表するものとする。

(地球温暖化対策指針)

- 第89条 知事は、事業者がその事業活動において講ずべき温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する指針（以下「地球温暖化対策指針」という。）を定めるものとする。
- 2 知事は、地球温暖化対策指針を定め、又は変更したときは、規則で定めるところにより、速やかに、これを公表するものとする。

(事業者における温室効果ガスの排出抑制等)

第90条 事業者は、地球温暖化の防止に関する理解を深め、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を自主的かつ積極的に講ずるよう努めなければならない。

(地球温暖化対策計画の作成等)

第91条 事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする者として規則で定めるものは、規則で定めるところにより、事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制等に関する事項を定めた計画(以下「地球温暖化対策計画」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。この場合において、地球温暖化対策計画の作成は、地球温暖化対策指針の定めるところにより行うものとする。

- 2 前項の規定により地球温暖化対策計画を提出した者は、規則で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 3 第1項の規定により地球温暖化対策計画を提出した者は、当該地球温暖化対策計画を変更したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
- 4 前項の規定による届出をした者は、規則で定めるところにより、変更後の地球温暖化対策計画を公表しなければならない。
- 5 第1項の規定により地球温暖化対策計画を提出した者は、規則で定めるところにより、当該地球温暖化対策計画に記載した事項の実施状況を知事に報告するとともに、公表しなければならない。

(省資源及び省エネルギーのための行動)

第92条 県民及び事業者は、温室効果ガスの排出を抑制するため、廃棄物の発生の抑制、資源の有効利用、電気等の使用の抑制その他の省資源及び省エネルギーのための行動に努めなければならない。

(エネルギーの消費量が少ない電気機器等の使用等)

第93条 県民及び事業者は、エネルギーの消費量が少ない電気機器等の使用及び電気機器等の効率的な使用に努めなければならない。

(省エネルギー性能の表示等)

第94条 電気機器の販売を業とする者(店舗において販売する者に限る。以下同じ。)は、規則で定める電気機器(以下「特定電気機器」という。)を販売するときは、規則で定めるところにより、エネルギーの消費量との対比における当該特定電気機器の性能(以下「省エネルギー性能」という。)を表示し、特定電気機器を購入しようとする者に対し、説明するよう努めなければならない。

- 2 電気機器の販売を業とする者のうち規則で定めるものは、特定電気機器を販売するときは、規則で定めるところにより、省エネルギー性能について、特定電気機器を購入しようとする者に対し説明することを推進する者(以下「省エネ性能説明推進員」という。)を選任し、知事に届け出なければならない。
- 3 前項の規定による届出をした者は、当該届出事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(香川県地球温暖化防止活動推進センター等への支援)

第95条 県は、地球温暖化対策の推進に関する法律第24条第1項の規定により知事が指定した香川県地球温暖化防止活動推進センターが、地球温暖化対策を担う中核的な支援組織として、県民、事業者及び民間団体の地球温暖化対策への積極的な取組を促進する役割を果たすことができるよう、その支援に努めるものとする。

- 2 県は、地球温暖化対策の推進に関する法律第23条第1項の規定により知事が委嘱した香川県地球温暖化防止活動推進員が、地域における地球温暖化対策を指導する役割を果たすことができるよう、その支援に努めるものとする。

(普及啓発のための組織)

第96条 県、事業者、民間団体等は、地球温暖化の防止の普及啓発に協働して取り組むための組織を設置するものとする。

(勧告及び公表)

第97条 知事は、第91条第1項の規定による地球温暖化対策計画の提出をしない者に対し、地球温暖化対策計画の提出をすべきことを勧告することができる。

2 知事は、第91条第2項又は第4項の規定による地球温暖化対策計画の公表をしない者に対し、地球温暖化対策計画を公表すべきことを勧告することができる。

3 知事は、第91条第3項の規定による地球温暖化対策計画の変更の届出をしない者に対し、地球温暖化対策計画の変更の届出をすべきことを勧告することができる。

4 知事は、第91条第5項の規定による地球温暖化対策計画に記載した事項の実施状況の報告又は公表をしない者に対し、地球温暖化対策計画に記載した事項の実施状況を報告し、又は公表すべきことを勧告することができる。

5 知事は、第94条第2項又は第3項の規定による省エネ性能説明推進員の届出をしない者に対し、省エネ性能説明推進員の届出をすべきことを勧告することができる。

6 知事は、前各項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

7 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、その勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第4章 自動車等の排出ガス対策

(自動車等の使用の抑制等)

第98条 自動車等(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。)を使用する者は、自動車等の使用による環境への負荷を低減するため、自動車等の効率的な使用、公共交通機関への利用の転換等により、自動車等の使用を抑制するよう努めなければならない。

2 自動車等を使用する者は、その自動車等の適正な整備及び運転を行うことにより、自動車等から発生する排出ガスを減少させるよう努めなければならない。

(自動車等の駐停車時の原動機の停止)

第99条 自動車等を運転する者は、自動車等を駐車し、又は停車するときは、当該自動車等の原動機を停止するよう努めなければならない。ただし、緊急用自動車を現に緊急用務に使用している場合その他の規則で定める場合は、この限りでない。

2 自動車等を事業の用に供する者は、その管理する自動車等を運転する者に対し、前項本文に規定する事項を遵守させるため、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(駐車場の設置者等の原動機の停止の周知)

第100条 駐車場を設置し、又は管理している者(次項の規則で定める者を除く。)は、当該駐車場を利用する者に対し、看板、書面等により、当該駐車場で自動車等を駐車する場合においては自動車等の原動機を停止すべきことを周知するよう努めなければならない。

2 駐車場を設置し、又は管理している者のうち規則で定めるものは、当該駐車場を利用する者に対し、看板、書面等により、当該駐車場で自動車等を駐車場合においては自動車等の原動機を停止すべきことを周知しなければならない。

(排出ガスの排出量が少ない自動車等の購入等)

第101条 自動車等を購入し、又は使用しようとする者は、排出ガスが発生せず、又は排出ガスの排出量が少ない自動車等を購入し、又は使用するよう努めなければならない。

(自動車等の環境情報の提供等)

第102条 自動車等の販売を業とする者(店舗において販売する者に限る。以下「自動車販売事業者」という。)は、その販売する自動車等に係る排出ガスの量その他の規則で定める環境に係る事項(以下「環境情報」という。)を記録したものをその販売する事業場に備え置き、自動車等を購入しようとする者に、当該自動車等に係る環境情報について説明するよう努めなければならない。

- 2 自動車販売事業者のうち規則で定めるものは、規則で定めるところにより、前項の規定による説明を行うことを推進する者(以下「自動車環境情報説明推進員」という。)を選任し、知事に届け出なければならない。
- 3 前項の規定による届出をした者は、当該届出事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(自動車排出ガス対策計画の作成等)

第103条 事業の用に供するために自動車(道路運送車両法第3条に規定する普通自動車及び小型自動車(二輪の小型自動車を除く。))をいう。以下同じ。)を使用する事業者のうち規則で定めるものは、規則で定めるところにより、自動車の排出ガスの排出の抑制のための措置に関する計画(以下「自動車排出ガス対策計画」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により自動車排出ガス対策計画を提出した者は、規則で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 3 第1項の規定により自動車排出ガス対策計画を提出した者は、当該自動車排出ガス対策計画を変更したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
- 4 前項の規定による届出をした者は、規則で定めるところにより、変更後の自動車排出ガス対策計画を公表しなければならない。
- 5 第1項の規定により自動車排出ガス対策計画を提出した者は、規則で定めるところにより、当該自動車排出ガス対策計画に基づいて実施した措置を知事に報告するとともに、公表しなければならない。

(勧告及び公表)

第104条 知事は、第100条第2項の規定による自動車等の原動機を停止すべきことの周知をしない者に対し、自動車等の原動機を停止すべきことの周知を行うことを勧告することができる。

- 2 知事は、第102条第2項又は第3項の規定による自動車環境情報説明推進員の届出をしない者に対し、自動車環境情報説明推進員の届出をすべきことを勧告することができる。
- 3 知事は、前条第1項の規定による自動車排出ガス対策計画の提出をしない者に対し、自動車排出ガス対策計画の提出をすべきことを勧告することができる。
- 4 知事は、前条第2項又は第4項の規定による自動車排出ガス対策計画の公表をしない者に対し、自動車排出ガス対策計画を公表すべきことを勧告することができる。
- 5 知事は、前条第3項の規定による自動車排出ガス対策計画の変更の届出をしない者に対し、自動車排出ガス対策計画の変更の届出をすべきことを勧告することができる。
- 6 知事は、前条第5項の規定による自動車排出ガス対策計画に基づいて実施した措置の報告又は公表をしない者に対し、自動車排出ガス対策計画に基づいて実施した措置を報告し、又は公表すべきことを勧告することができる。
- 7 知事は、前各項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。
- 8 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、その勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第5章 その他の生活環境への負荷の低減

第1節 水環境への負荷の低減

(日常生活に伴う水質の汚濁の防止)

第105条 何人も、日常生活(屋外での活動を含む。)において、公共用水域の水質を汚濁しないよう、調理くず、廃食用油等の適正な処理、洗剤の適正な使用等に努めなければならない。

(合併処理浄化槽の設置等)

第106条 下水道が整備されている地域及び予定処理区域(下水道法第5条第1項第1号に規定する予定処理区域をいい、同法第4条第1項に規定する認可を受けた事業計画において定められたものに限る。)を除いた地域において生活排水を排出する者は、合併処理浄化槽を設置し、又は農業集落排水施設その他の生活排水を集合処理する施設に排水管を接続することにより、生活排水の適正な処理に努めなければならない。

(肥料等の適正な使用)

第107条 農業を営む者は、公共用水域及び地下水の水質を汚濁しないよう、肥料又は農薬の適正な使用に努めなければならない。

(魚類の養殖の適正な管理)

第108条 魚類の養殖業を営む者は、養殖施設内で生じた残餌、魚類の死体等により公共用水域の水質を汚濁しないよう、養殖の適正な管理に努めなければならない。

第2節 生活環境の静穏の保持

(航空機による商業宣伝に関する規制)

第109条 何人も、航空機から機外に向けて、商業宣伝のために拡声機を使用するときは、拡声機を使用することができる時間その他の規則で定める基準を遵守しなければならない。

(夜間における拡声機の使用の制限)

第110条 何人も、夜間(午後9時から翌日の午前7時までの間をいう。以下同じ。)において、屋外において又は屋外に向けて、商業宣伝のために拡声機を使用してはならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

(深夜の静穏の保持)

第111条 飲食店営業その他の営業を営む者で規則で定めるものは、深夜(午後11時から翌日の午前6時までの間をいう。)において、当該営業に係る騒音によって、その周辺的生活環境が損なわれることがないようにしなければならない。

(自動車等の騒音の防止)

第112条 自動車等を運転する者は、適正な運転を行うことにより、騒音をみだりに発生させてはならない。

(改善勧告、改善命令等)

第113条 知事は、第109条の規定に違反している者があると認めるときは、その者に対し、航空機から機外に向けてする拡声機の使用の方法の改善その他の同条に規定する基準を遵守すべきことを勧告することができる。

2 知事は、第110条の規定に違反している者があると認めるときは、その者に対し、同条の規定に違反する拡声機の使用を停止すべきことを勧告することができる。

3 知事は、前2項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第3節 屋外燃焼行為の制限等

(屋外燃焼行為の制限)

第114条 何人も、ゴム、ピッチ、皮革、合成樹脂等燃焼の際著しくばい煙、ガス又は悪臭を発生する物質であつて規則で定めるものを屋外において多量に燃焼させてはならない。ただし、焼却炉の使用その他ばい煙、ガス又は悪臭の発生を最小限にする方法により燃焼させる場合又は公害が発生するおそれがないと認められる場所において燃焼させる場合は、この限りでない。

(改善勧告、改善命令等)

第115条 知事は、前条に規定する規則で定める物質を屋外において多量に燃焼させる行為（以下「燃焼行為」という。）により公害が発生するおそれがあると認めるときは、燃焼行為をしている者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、燃焼方法を改善し、又は燃焼行為を停止すべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで燃焼行為をしているときは、同項の事態を除去するために必要な限度において、燃焼方法の改善又は燃焼行為の停止を命ずることができる。

3 知事は、第1項の事態において、その事態の除去が緊急を要し、かつ、同項の規定による勧告をするいとまがないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、直ちに前項の規定による命令をすることができる。

第4節 投光器の使用の禁止等

(投光器の使用の禁止)

第116条 何人も、屋外において又は屋外に向けて、サーチライト、レーザー等の投光器を、特定の対象物を照射する目的以外の目的で使用してはならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

(停止勧告及び停止命令)

第117条 知事は、前条の規定に違反している者があると認めるときは、その者に対し、同条の規定に違反する投光器の使用を停止すべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、前条の規定に違反する投光器の使用の停止を命ずることができる。

(屋外照明に関する配慮)

第118条 屋外照明のための器具又は設備（以下「屋外照明設備」という。）を設置している者は、安全の確保その他の屋外照明設備の使用の目的を確保しつつ、当該屋外照明設備から照射される光の量を必要最小限のものとする、照射の対象の範囲の外に漏れる光の量をできるだけ少ないものとする等により、周辺的生活環境（人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）への影響に配慮するよう努めなければならない。

第6章 雑則

(公害防止責任者)

第119条 工場又は事業場を設置している者で規則で定めるものは、公害の防止にあたらせるため、当該工場又は事業場ごとに、公害防止責任者を置かなければならない。

2 前項の規定により公害防止責任者を設置したときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

(教育及び学習の推進)

第120条 県は、学校、家庭、事業者、地域社会等と連携し、学校教育、生涯学習その他の機会を通じて、水質の保全、地球温暖化の防止その他の生活環境の保全に関する教育及び学習を推進するものとする。

(顕彰)

第121条 県は、地球温暖化対策に積極的に取り組む事業者、民間団体等の顕彰を行うものとする。

(報告の徴収)

第122条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、次に掲げる者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

- (1) 特定工場等を設置している者
- (2) 特定有害物質取扱事業場を設置し、又は設置していた者
- (3) 貯油事業場を設置し、又は設置していた者
- (4) 土壌汚染関係施設に係る工場又は事業場を設置し、又は設置していた者
- (5) 使用が廃止された土壌汚染関係施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者等
- (6) 揚水施設を設置している者
- (7) 特定建設作業を伴う建設工事を施工する者
- (8) 第一種指定化学物質等取扱事業者のうち規則で定めるもの
- (9) 事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする者として規則で定めるもの
- (10) 電気機器の販売を業とする者のうち規則で定めるもの
- (11) 駐車場を設置し、又は管理している者のうち規則で定めるもの
- (12) 自動車販売事業者のうち規則で定めるもの
- (13) 事業の用に供するために自動車を使用する事業者のうち規則で定めるもの
- (14) 航空機から機外に向けて、商業宣伝のために拡声機を使用する者
- (15) 夜間において、屋外において又は屋外に向けて、商業宣伝のために拡声機を使用したと認められる者
- (16) 屋外においてばい煙等を発生するゴム等を燃焼させたと認められる者
- (17) 屋外において又は屋外に向けて、投光器を特定の対象物を照射する目的以外の目的で使用したと認められる者

(立入検査等)

第123条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、次に掲げる場所に立ち入り、施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

- (1) 特定工場等
 - (2) 特定有害物質取扱事業場
 - (3) 貯油事業場
 - (4) 土壌汚染関係施設に係る工場又は事業場
 - (5) 使用が廃止された土壌汚染関係施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地
 - (6) 揚水施設を設置している場所
 - (7) 特定建設作業を伴う建設工事を施工する者の当該建設工事の場所
 - (8) 前条第8号から第15号までに規定する者の工場又は事業場
 - (9) 屋外においてばい煙等を発生するゴム等を燃焼させたと認められる場所
 - (10) 屋外において又は屋外に向けて、投光器を特定の対象物を照射する目的以外の目的で使用したと認められる場所
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公害の防止についての必要な措置)

第124条 知事は、法律又はこの条例の規定によるもののほか、現に公害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、当該公害が発生させ、又は発生させるおそれがある者に対し、公害の防止について必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(香川県環境審議会への諮問)

第125条 知事は、特定施設、土壌汚染関係施設、揚水施設、特定建設作業又はばい煙の排出基準、粉じん発生施設の構造並びに使用及び管理に関する基準、排水基準、騒音の規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準若しくは振動の規制基準を定めようとするときは、香川県環境審議会の意見を聴かなければならない。これらを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(市町の条例との関係)

第126条 この条例に規定する事項に関してこの条例と同等以上の効果を期待することができるものとして規則で定める条例を制定している市町の区域については、当該市町の条例の規定に相当するものとして規則で定めるこの条例の規定は、適用しない。

(規則の制定改廃に伴う経過措置)

第127条 この条例の規定に基づき規則を制定し、又は改廃する場合においては、規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

(委任)

第128条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

第129条 第9条、第14条第1項、第28条、第31条第1項、第48条第4項又は第83条第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第130条 第73条第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

第131条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第13条第1項又は第30条第1項の規定に違反した者
- (2) 第16条、第17条第2項、第21条第1項、第33条、第45条第2項又は第115条第2項若しくは第3項の規定による命令に違反した者

2 過失により前項第1号の罪を犯した者は、3月以下の禁錮又は20万円以下の罰金に処する。

第132条 第6条第1項、第8条第1項、第25条又は第27条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

第133条 第78条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30万円以下の罰金に処する。

第134条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第7条第1項、第18条第1項若しくは第3項、第19条第1項、第26条、第79条第1項又は第80条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第10条第1項又は第29条第1項の規定に違反した者

第135条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第35条又は第66条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第75条第2項又は第113条第3項の規定による命令に違反した者

第136条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

- (1) 第36条、第37条、第60条第1項、第61条第1項、第62条第1項、第67条第1項、第68条第1項又は第74条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第122条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第123条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第137条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第129条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第138条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第49条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第117条第2項の規定による命令に違反した者

第139条 第50条第1項又は第51条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3万円以下の過料に処する。

第140条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の過料を科する。

別表（第23条関係） 別添参照